

国税の申告及び納付方法について

最近、ニュースの話題としてあがるようになった現金ではなく IC カードやクレジットカードでの支払いをするキャッシュレス化やパソコンやスマートフォン等からインターネット上で申請を行うオンライン申請等ですが、これらが国税の申告や納付方法にも今後影響を与えそうです。そこで、今回は国税の申告及び納付方法（個人に限定）について、ご説明します。

1. 国税の申告

国税の申告については、現状下記の2種類となります。

申告手続き	申告方法	納付手続きに必要となるもの
書面申告	税務ソフトや e-tax を利用し、又は国税庁のホームページ等から申告用紙を印刷あるいは税務署等から用紙を請求の上申告書を作成し、所轄の税務署へ持参又は郵送にて提出する方法	<ul style="list-style-type: none"> 申告用紙 郵便に関するもの（封筒、切手等）
電子申告	e-tax を利用して申告書を作成し、オンラインで申告書を提出する方法（*）	<ul style="list-style-type: none"> e-tax の開始届出書の提出 電子証明書の取得（一定の者を除く） マイナンバーカード IC カードリーダーライタの取得 利用者識別番号の取得

（*）平成 31 年 1 月以降から、②税務署での本人確認に基づき発行された ID と PW のみ（マイナンバーカードなし）で電子申告が可能（マイナンバーカードと IC カードリーダーライタが普及するまでの暫定的な対応）、①マイナンバーカードを利用する場合には、マイナポータル経由又は e-tax のホームページからのログインにより申告書の作成及び提出が可能（この場合は ID と PW は省略可）になる予定です。また、同時期からスマートフォン等からの電子申告も可能になるよう整備が進められています。

2. 国税の納税方法

国税の納税方法としては下記の 6 種類があり、それぞれの特徴をまとめたものが下記のようにになります。

納付手続き	納付方法	便利に利用できる方	納付手続きに必要となるもの
ダイレクト納付	e-tax による簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> e-tax で申告等されている方 源泉所得税を納めている方（源泉徴収義務者）など、頻繁に納付手続きをされている方 日付を指定して納付をされたい方 	<ul style="list-style-type: none"> e-tax の開始届出書の提出 ダイレクト納付利用届出書の提出
インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> e-tax で申告等されている方 インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> e-tax の開始届出書の提出 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」を運営する納付受託者（民間業者）に納付を委託する方法	<ul style="list-style-type: none"> インターネットに接続できるパソコン等をお持ちの方 クレジットカードを利用されている方 	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード 決済手数料
コンビニ納付	コンビニエンスストアの窓口で納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関や税務署が近隣にない方 税務署からバーコード付納付書の送付を受けられた方 	<ul style="list-style-type: none"> バーコード付納付書
振替納税	預貯金口座からの振替により納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> 申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方 	<ul style="list-style-type: none"> 振替依頼書の提出
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法	<ul style="list-style-type: none"> 上記の手続きにより納付ができない方 	<ul style="list-style-type: none"> 納付書（金融機関の窓口で納付する場合）

『国税庁ホームページより』

3. その他の取扱い

所得税や消費税の申告について、電子申告を利用している人の割合は 55.1%（平成 29 年度）に留まっており、ここ数年横ばいの状態が続いています。これは、マイナンバーカードの普及が全国で 11.5%（平成 30 年 7 月 1 日現在）であること、また、IC カードリーダーライタの取得には費用が発生することが要因であると考えられます。平成 31 年 1 月以降にスマートフォン等からの電子申告が利用可能になれば、電子申告の利用率は増えるものと考えられます。今後は、上記申告や納税だけでなく、会社内で行う年末調整に関する手続、個人の役所等の手続（税金だけでなく年金も含めた手続）についてもマイナポータルを活用し、オンラインでのワンストップ化が進められる予定です。（担当：本岡 聖子）